

「横浜市ウェブサイト再構築コンサルティング業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市ウェブサイト再構築コンサルティング業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格者の条件は、次のとおりとする。

- (1) 次のア及びイに該当すること。

ア 令和7・8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、種目「316：コンピュータ業務」の細目「A：ソフトウェア開発・改修」「F：システム調査・企画」が2位以上かつ「320：各種調査企画」の細目「B：コンサルティング（建設コンサル等を除く）」が2位以上で登録されている者。

イ プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (2) 国、都道府県又は政令指定都市において、調達仕様書の作成を含むウェブシステム等のITシステム調達支援業務の受託実績を有する者であること。
- (3) 「参加意向申出書（様式1）」を提出してから受託候補者の特定までの間において、「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日制定）」の規定による停止措置を受けていない者。
- (4) 履行期間満了まで、業務を履行できる者。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (6) 横浜市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等と関係を有しない者。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始がされている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務の実施体制について
- (2) 業務実績について
- (2) 業務の実施方針・方法・スケジュールについて
- (4) 企業としての取組について

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制
 - (2) 業務実績
 - (3) 業務実施手法
 - (4) 企業としての取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 評価結果が同点の場合には、評価委員全員による決選投票により決定する。
 - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
 - 6 提案者が1者の場合も評価を行い、評価の結果が6割以上で特定する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	政策経営・国際戦略局データ経営課担当課長
副委員長	政策経営・国際戦略局グローバル都市戦略課長
委員	政策経営・国際戦略局広報・プロモーション戦略課長
	政策経営・国際戦略局広報・プロモーション戦略課広報担当課長
	行財政局行政マネジメント課担当課長
	総務局DX基盤課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の6分の5以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を政策経営・国際戦略局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
 - 6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和 8 年 8 月 21 日から施行する。